

2023年2月27日(No. 507)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye

データ安全評価手続の現状と実務上のポイント

中国弁護士 胡 絢静

日本弁護士 若林 耕

III. 中国法令アップデート

- ・執行監督申立案件の取扱の若干問題に関する意見
- ・「対外貿易法」の改正に関する決定
- ・クロスボーダー経済貿易における企業の人民元拡大使用への更なる支持及び貿易投資
便利化への促進に関する通知
- ・外商投資者の研究開発センターの設立の更なる奨励に関する若干措置
- ・企業中長期外債審査登記管理弁法
- ・信用失墜行為是正後の信用情報修復管理弁法(試行)
- ・行政訴訟法(改正草案)
- ・立法法(改正草案二次審議稿)
- ・商標法改正草案(意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 18 回(中国メインランド)

日時:2022 年 9 月 21 日(水)

「中国ビジネス法大全その1」

講師:パートナー弁護士 射手矢好雄

第 19 回(中国メインランド)

日時:2022 年 10 月 12 日(水)

「中国ビジネス法大全その2」

講師:パートナー弁護士 射手矢好雄

第 20 回(中国メインランド・台湾):2022 年 11 月 30 日(水)

「台湾有事に備えた日本企業の危機管理」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

アソシエイト(台湾)/外国法事務弁護士 呉 曉青

II. Lawyer's Eye

データ安全評価手続の現状と実務上のポイント

中国弁護士 胡 絢静

日本弁護士 若林 耕

中国から国外へデータの越境移転を行う場合、一定の要件を満たすのであれば、審査当局によるデータ安全評価をクリアしなければならない。

2022年9月1日に、当該安全評価の適用基準や申告プロセスを定めた「データ越境移転安全評価弁法」(国家インターネット情報弁公室第11号)(以下「安全評価弁法」という。)及び「データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第1版)」(以下「安全評価ガイドライン」という。)が施行されているが、両規定の施行から約6ヶ月が立った現在では、首都医科大学付属北京友誼医院(オランダのアムステルダム大学医学センターとの共同研究プロジェクト)、中国国際航空股份有限公司の2社が安全評価をクリアしたと報道されている。

安全評価手続の審査当局である北京市インターネット情報弁公室が2023年2月22日付で公開した情報によれば、これまで同弁公室に対して48社¹が申告を行い、そのうち上記の2社が安全評価をクリアし、また現代自動車、民生銀行、トヨタ自動車等の5社が同弁公室の予備的審査を経て中央の審査当局である国家インターネット情報弁公室にて審査中である。そのほかにも、35社が同弁公室の指示に従い申告書類の補足を行っており、142社が今後正式な申告を準備している状況である。なお、現時点で北京市以外の他の地域が公開した申告件数等の情報は見当たらないが、上海、広州などの主要都市の申告状況もこれとは大差がないのではと推測する。

このようにデータの越境移転に伴う安全評価制度は実務において着実に展開・実施されており、今後も一層拡大していくと思われる。現時点において法規制として明確ではない点が少なくないものの(特に重要データの判断等である)、実務上の運用を通じて徐々に明確になってきた点もあり、本稿はこれらを紹介したい。

1. 安全評価の要件と制度の大枠

まずは安全評価の要件と手続の流れを概観しておきたい。データ取扱者が中国本土外に対してデータを提供する(以下「データ越境移転」という。)に当たって、次の事由のいずれかに該当するときは、データ取扱者はデータ越境移転の安全評価を申告しなければならない。

- ① データ取扱者が重要データを本土外に提供するとき
- ② 基幹インフラ運営者及び100万人以上の個人情報を取扱うデータ取扱者が個人情報を本土外に提供するとき
- ③ 前年1月1日から累計10万人の個人情報又は1万人の機微な個人情報を本土外に提供するデータ取扱者が、個人情報を本土外に提供するとき
- ④ 国家インターネット情報部門が規定する、データ越境移転安全評価の申告が必要なその他の状況

1 アマゾン、BMW、サムスン、GSK、ポシュロム、Xiaomi、JP モルガン・チェース、フォルクスワーゲン、レノボ等。

安全評価を申告する前に、データ取扱者は事前に「リスク自己評価²⁾」を行わなければならない。リスク自己評価の過程で、自社のデータ利用状況を点検し、中国法制度の要求と不適合の点を改善することが必要となる。リスク自己評価によって発覚した問題点を改善できない場合、後日安全評価を申告しても、当局の審査をクリアできないため、この段階が比較的重要なフェーズとも言える。なお、「リスク自己評価」は、自社のデータ取扱状況の洗い出しのみならず、中国法上要求される様々な規制に適合しているか否かの確認、適合するための改善策、場合によってはビジネスプランの変更も必要となるため、申請当事者にとっては負担が少なくない。そのため、実務上は十分に余裕のあるタイムラインを設定したうえで、社内の IT 部、法務部、技術部、営業部等の関連部署にも関与させ、法律事務所や IT コンサル会社等の外部の業者の力も借りて行うことが一般的なやり方となっている。

2. 安全評価が想定しているデータ越境移転の形態

安全評価ガイドラインによれば、以下の場合がデータの越境移転に該当すると定めている。

- ① 中国本土内での運営で収集・生成したデータを中国本土外に伝送、保存すること
- ② データ取扱者が収集・生成したデータを中国本土内に保存し、中国本土外のエンティティや個人がアクセス、取り出し、ダウンロード、導出すること

上記①について、中国本土内の法人から、中国本土外の法人にデータを送付するといった典型的な場合のほか、中国本土外にサーバーがあるクラウドサービスの利用によって、中国本土内のデータが直接に国外のサーバーにアップロードされる場合も含まれると考えられる。また、②について、本土外からアクセス可能な状態であれば該当するので、例えば本社の技術者がオンラインで中国現地法人向けに技術支援やサポートのために、中国本土内のサーバーにあるデータをアクセスする場合も越境移転に該当する可能性が考えられる。これまでは安全評価が想定している越境移転の形態はそれほど明確ではなかったが、安全評価ガイドラインが施行されたことにより明確になった点である。

3. 安全評価弁法の実施日以前に実施されたデータの越境移転についても申告が必要か？

安全評価弁法 20 条では、「本弁法実施前に行われていたデータの越境移転活動が、本弁法の規定に合致しない場合は、本弁法の施行日から 6 ヶ月以内に是正しなければならない」と定めている。当該条文だけから見ると、同法施行日の 2022 年 9 月 1 日以前に行われていたデータの越境移転についても、遡って安全評価の必要性があるか否かについては、必ずしも明確ではない。この点について、浙江省インターネット情報弁公室が公表している質疑応答によれば、2022 年 9 月 1 日までに完了したデータの越境移転については申告は

²⁾リスク自己評価の評価内容は下記のとおりである。

- ① データ越境移転の目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性
- ② 本土外受領者が所在する国又は地域のデータ安全保護に係る政策・法規及びネットワーク安全環境が、越境移転データの安全に与える影響。本土外受領者のデータ保護水準が中国の法律、行政法規の規定及び強制力のある国家基準の要求に達しているか否か
- ③ 越境移転データの規模、範囲、種類、機微の程度、越境移転中及び越境移転後に改ざんされ、破壊され、漏洩され、紛失され、移転され、又は違法に取得され、違法に利用される等のリスク
- ④ データ安全及び個人情報権益が十分かつ有効に保障されているか否か
- ⑤ データ取扱者が本土外受領者と締結する予定の法律文書において、データ安全保護の責任・義務が十分に取決められているか否か
- ⑥ 中国の法律、行政法規、部門規則の遵守状況

不要だが、完了していないデータの越境移転については、やはり申告が必要であると記載されており、実務上の判断の参考になる。

すなわち、当該質疑応答の回答を合理的に解釈すると、2022年9月1日前に越境移転したデータについては、すでにデータ受領者が削除しており、もしくは匿名化処理によって個人情報に該当しなくなった場合は、改めての安全評価は不要である。しかし、データ受領者が実施日以前に受領したデータを継続的に処理している(処理には保存も含まれる。)場合は完了したとはいえ、安全評価を行う必要があると解釈される可能性が高い。

また、「6ヶ月以内(すなわち2023年2月末まで)に是正しなければならない」という点については、冒頭に紹介した北京市の申告状況から見てもわかるように、2023年1月半ば時点で正式に安全評価を申告したのは16社のみで過ぎず、現実的には当該期限内にすべての企業が是正を完了するのは無理があるように思われる。そのような状況ではあるものの、当該期間内に是正するのが事実上難しい場合であっても、安全評価の要件に該当すれば、速やかに申告を開始しておくべきことには変わらない。

4. 「重要データ」の要件の判定の難しさ

安全評価の要件のうち、「① データ取扱者が重要データを本土外に提供するとき」が実務上もっとも企業側を困惑させている。「重要データ」の定義としては、一旦改ざんされ、破壊され、漏洩され、又は違法に取得され、違法に利用される等すると国家の安全、経済の運行、社会の安定、公共の健康及び安全等を脅かすおそれのあるデータを指す³。具体的にどのようなデータが重要データになるか、この定義だけでは判断が困難なので、政府部門が業界又は地域ごとの重要データの目録を制定することになっている⁴。

ただ、現状において、重要データに関して比較的具体的なサジェスションがなされているのは自動車分野のみである。その他は、工業企業⁵、ソフトウェアと情報技術サービス企業等に適用される「工業情報化分野データ安全管理弁法(試行)」(2022年1月1日施行)にも重要データの判別要件が定められているが、自動車分野のような具体的なサジェスションまではされていない。また、国家インターネット情報弁公室が公表した「ネットワーク安全管理条例(意見募集稿)」(2021年11月14日付)、国家基準である「情報安全技術 重要データ識別ガイドライン(意見募集稿)」(2022年1月7日付)にも、重要データの要件が定められている(但し、どれも意見募集稿段階で止まっており、正式公布には至っていない。)。ご参考までに、これらの規定のかかる重要データの判別に関する規定は別紙に記載の通りである。

ご覧いただくとわかるように、いずれの定めも概括的な記述になっており、これらだけ照らしても、自社のデータが重要データに該当するかの判断は容易ではない。海南省、江蘇省、浙江省での運用実務では、「ネットワーク安全管理条例(意見募集稿)」における重要データの要件に照らして判断するように企業に対し求めている⁶。実務上は、自社が所属している業界における重要データの規定の有無をまず確認し、業界基準がなければ、「ネットワーク安全管理条例(意見募集稿)」の関連する規定に照らしその該当の可能性を判断せざるを得ないと思われる。重要データの判断は、安全評価の要否にも直結する反面、上記の通り明確に認識・判別

³ 安全評価弁法 19 条

⁴ データ安全法 21 条

⁵ 国民経済業界分類によると、工業企業は、鉱業、製造業、電力・ガス・水の生産供給業を含む。

⁶ 海南省インターネット情報弁公室が公表した「海南省データ越境移転安全評価申告業務ガイドライン」の1条、江蘇省インターネット情報弁公室が公表した「江蘇省データ越境移転安全評価申告業務ガイドライン(第一版)」の1条、浙江省のインターネット情報弁公室が公表した質疑応答での回答による。

できない状況にあるため、実際の判断においては、現地の法律事務所や IT コンサル等への相談も必要である。

5. まとめ

データの越境移転に関連する事項は中国政府にとって特に規制のプライオリティが高い問題とされているので、今後ますます法執行が強化されると思われる。また、前記の通り、安全評価申告の第一歩としてはまず自社のデータ取扱状況を点検し、発覚した問題点を改善しなければならない。データの利用実態によっては、改善に多大な労力と時間を要するか、そもそもビジネス形態を変えなければならない場合もあり得る。重要データの該当性の判断に関しては、専門家等にも相談しながら、現時点では全体的には保守的に検討することが必要と思われる。

別紙

適用分野	法規定・国家基準	重要データに関する判別要件
自動車分野(自動車メーカー、部品及びソフトウェアのサプライヤー、ディーラー、修理機構及びモビリティサービス企業等)	自動車データ安全管理に関する若干の規定(試行)	重要データは、以下のものが含まれる。 (一)軍事管理区域、国防・科学技術・工業単位及び県級以上の党・政府機関等の重要かつ機微な区域の地理情報、人の通行量、車両の交通量等に関するデータ (二)車両の交通量、物流等経済の運行状況を反映するデータ (三)車両充電ネットワークの運用に関するデータ (四)顔情報、ナンバープレート情報等を含む車外の映像、画像データ (五)関係する個人情報主体が10万人を超える個人情報 (六)国家インターネット情報部門及び国務院発展改革委員会、工業及び情報化部、公安部、交通運輸部等の関連部門が確定している、国家の安全、公共の利益又は個人、組織の合法的權益を脅かすおそれがあるその他のデータ
工業と情報化分野(工業企業、ソフトウェア・情報技術サービス企業)	工業情報化分野データ安全管理弁法(試行)	データの改ざん、破壊、漏洩又は不法取得、不法利用、国家の安全、公共の利益又は個人及び組織の合法的權益等に及ぼす危害の程度が以下のいずれかの条件に合致するデータは重要データとする。 (一)政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、電磁、ネットワーク、生態、資源、原子力安全等に対して脅威を構成し、海外利益、生物、宇宙、極地、深海、人工知能等の国家安全に関わる重点分野に影響を及ぼす場合 (二)工業及び電気通信業界の発展、生産、運用及び経済利益等に重大な影響を及ぼす場合 (三)重大なデータ安全事件又は生産安全事故を引き起こし、公共の利益又は個人及び組織の合法的權益に重大な影響を及ぼし、社会に対する悪影響が大きい場合

		<p>(四)引き起こされた際の連鎖効果が明らかであり、影響範囲が複数の業界、地域又は業界内の複数の企業に及び、又は影響の持続時間が長く、業界の発展、技術進歩、産業生態等に重大な影響を及ぼす場合</p> <p>(五)その他工業・情報化部門の評価により確定されたその他の重要データ</p>
全分野	ネットワーク安全管理 条例(意見募集稿)	<p>重要データは次に掲げるデータが含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 未公開の政務データ、業務上の秘密、情報データ及び法執行・司法データ 2. 輸出規制データ、輸出規制品目に係る核心技術、設計案、生産工程等に関連するデータ、パスワード、生物、電子情報、人工知能等の分野で国家の安全、経済競争力に対して直接的影響を有する科学技術成果データ 3. 国の法律、行政法規、部門規則が保護又は伝播の制御が必要であると明確に規定する国の経済運営データ、重要業界業務データ、統計データ等 4. 工業、電信、エネルギー、交通、水利、金融、国防・科学技術・工業、通関、税務等の重点業界及び分野の安全生産、運営に関するデータ、重要システム組立部品、設備のサプライチェーンデータ 5. 国の関連部門が規定する規模又は精度に達する遺伝子、地理、鉱物資源、気象等の人口と健康、天然資源と環境に関する国の基礎データ 6. 国のインフラ、重要情報インフラの構築・運用及びその安全データ、国防施設、軍事管理区、国防・科学研究生産単位等の重要な機微区域の地理的位置、安全保障状況等のデータ 7. 国の政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、生態、資源、核施設、海外利益、生物、宇宙、極地、深海等の安全に影響するおそれのあるその他のデータ
全分野	情報安全技術 重要 データ識別ガイドライン (意見募集稿)	<p>重要データを識別する際、以下の要素を考慮することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> a) 国の戦略的備蓄、緊急対応の動員能力を反映する。例えば、戦略的物資の生産能力、備蓄量は、重要データに該当する。 b) 重要インフラの運行又は重点分野の工業生産をサポートする。例えば、重要インフラが存在する業界、分野の核心業務の運行又は重点分野の工業生産を直接サポートするデータは、重要データに該当する。 c) 重要情報インフラのネットワーク安全保護の状況を反映し、重要情報インフラに対するネットワーク攻撃の実施に利用されるおそれがある。例えば、重要情報インフラのネットワーク安全案、システム配置情報、核心的ソフト・ハードウェア設計情報、システム位相、緊急対応策等の状況を反映するデータは、重要データに該当する。 d) 輸出管理品目に関係する。例えば、輸出管理品目に記載されている設計原理、生産工程、制作方法等の情報及びソースコード、集積回路

	<p>の配置図、技術案、重要パラメータ、実験データ、検査報告は、重要データに該当する。</p> <p>e) その他の国又は組織により、我が国に対する軍事攻撃の発動に利用されるおそれがある。例えば、一定の精度要求を満たす地理情報は、重要データに該当する。</p> <p>f) 重点目標、重要な場所の物理的な安全保護の状況又は未公開の地理的目標の位置を反映し、テロリスト、犯罪分子により破壊の実施に利用されるおそれがある。例えば、重点安全保障機関、重要生産企業、国家重要資産(鉄道、送油パイプ等)の施工図、内部構造、保安等の状況を反映するデータ、及び未公開の専用幹線道路、未公開の飛行場等の情報は、重要データに該当する。</p> <p>g) 高度で持続性のある脅威等のネットワーク攻撃を発動するために、重要設備、システムユニットのサプライチェーンに対する破壊の実施に利用されるおそれがある。例えば、重要顧客リスト、未公開の重要情報インフラ運営者による製品及びサービスの購買状況、未公開の重大な脆弱性は、重要データに該当する。</p> <p>h) グループの健康・生理状況、クラスターの特徴、遺伝情報等を反映する基礎データ。例えば、人口国勢調査資料、人類遺伝資源情報、DNAシーケンシングの生データは、重要データに該当する。</p> <p>i) 国の天然資源、環境の基礎データ。例えば、未公開の水位や水量等の情報、水文観測データ、気象観測データ、環境保護モニタリングデータは、重要データに該当する。</p> <p>j) 科学技術の実力に関係し、国際競争力に影響する。例えば、国防、国家の安全と関係のある知的財産権を示すデータは、重要データに該当する。</p> <p>k) 機微な品目の生産取引及び重要装備の配備、使用に関係し、外国政府により、我が国に対して制裁が実施されるおそれがある。例えば、重点企業の金融取引データ、重要装備の生産製造情報、及び国家重大プロジェクトの施工過程における重要装備の配備、使用等の生産活動情報は、重要データに該当する。</p> <p>l) 政府機関、軍需企業及びその他の機微の重要機構に対してサービスを提供する過程において発生する、公開すべきでない情報。例えば、軍需企業の比較的長い一定期間内の車両使用情報。</p> <p>m) 未公開の政務データ、業務秘密、情報データ及び法執行司法データ。例えば、未公開の統計データ。</p> <p>n) 国の政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、生態、資源、核施設、海外利益、生物、宇宙、極地、深海等の安全に影響を及ぼすおそれのあるその他のデータ。</p> <p>上記要素のいずれかを具備する場合は、重要データである。</p>
--	--

III. 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

今号の法令としては、公布済み法令については、国家發展改革委員会が公布した企業中長期外債審査登記管理弁法が注目される。

また、いずれもタイトルの通り現時点では改正草案段階ではあるが、全国人民代表大会（※日本の国会に相当）常務委員会が公表した立法法（改正草案二次審議稿）、国家知識産権局が公表した商標法改正草案（意見募集稿）が注目される。

(1) 企業中長期外債審査登記管理弁法は、中長期外債の借入について、2015年9月に認可制から届出制に変更されていたところ、本弁法によりまた認可制（審査登記制）に戻され、また、今後は外債の使途に一定の制限をかけられる等、規制を強化する形で修正されており、今後の運用に注視が必要である。

(2) 立法法（改正草案二次審議稿）については、立法の基本原則として従前は3条に記載されていた「立法は憲法の基本原則を遵守し、経済建設を中心とし、社会主義の道を堅持し、人民による民主専制を堅持（する）」との規定が削除され、代わり4条に「立法は憲法の規定、原則及び精神に合致しなければならず」という文言が追加される形で移動するなど、憲法の基本原則の遵守の扱いの変更が注目される。

(3) 商標法改正草案（意見募集稿）は、2019年に改正された商標法に対する改正案であるが、権利付与の効率化、商標の使用義務の強化及び悪意の出願の対応策について重点的に修正がなされている。詳細は以下の通りである。

執筆担当：日本弁護士 尾関麻帆

公布済み法令

<民事訴訟法>

執行監督申立案件の取扱の若干問題に関する意見

[ポイント] 本意見は、最高人民法院による執行監督申立案件の取扱に関する法令であり、主に執行監督とほかの執行救済手段との適用範囲の区分等を調整し、明確化した。

1. 執行異議、執行不服審査等ほかの救済手続きとの適用範囲の明確化

中国法上、人民法院による執行行為に不正や誤り等法的規定への違反がある場合に、当事者又は当事者以外の者の救済手続きとして、執行を担当する人民法院へ書面にて異議を提出することが可能である（以下は「執行異議」という）。当該執行異議に対し人民法院よりなされた裁定に対し不服がある場合に当該人民法院の上級人民法院へ再度異議を提出することができる（以下は「執行不服審査」という）。一方、上級法院が下級法院の執行行為に不正や誤り等法的規定への違反があると発見した場合にその違反行為を是正するという監督制度、つまり執行監督が規定されている。当事者又は当事者以外の者が執行を担当する人民法院の上級法院に対し執行監督を申し立てることもできるため、執行監督も救済手段の一種類として利用されている。

実務においては、執行監督の適用範囲が上記のとおり広範に規定されているため、執行異議、執行不服審査等の救済手段が利用できる場合にも執行監督を申し立てる案件が多数存在していた。この状況に関して、本意見では、執行異議又は執行不服審査を適用できる案件については執行監督の申立ては受理されない旨が規定された。

2. 執行監督を適用しない場合の設定

本意見では、執行監督を適用しない場合も規定された。例えば、第三者の異議に対する裁定⁷への不服、仲裁裁決不執行という裁定⁸への不服等がある場合は執行監督案件の適用範囲から除外され、人民法院への訴訟の提起、仲裁機構への再度仲裁の提起等を行うべき旨が規定された。

3. 人民法院の消極的な執行への監督方式

人民法院が取るべき執行措置を取らない、すなわち執行に対して消極的な態度で対応していると当事者が考える場合において、執行異議と執行監督のどちらを申し立てるべきかについて、本意見では、原則として執行異議ではなく、執行監督を申し立てるべき旨が規定された。

[原文] 关于办理申请执行监督案件若干问题的意见（法发〔2023〕4号）

[公布／公表機関] 最高人民法院(最高人民法院)

2023年1月19日公布、2023年2月1日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

<貿易・税関>

「対外貿易法」の改正に関する決定

[ポイント] 2022年12月30日に「対外貿易法」の改正に関する決定が可決、即日施行された。対外貿易事業者の届出・登録を義務付けた規定(旧第9条)が削除された。同削除により、貨物輸出入及び技術輸出入業務に従事する企業は、対外貿易事業者届出を行う必要がなくなった。

同決定に基づき、各地方の商務主管部門は同日から、貨物・技術輸出業務を行う対外貿易事業者の届出・登録手を停止した。

[原文] 关于修改《中华人民共和国对外贸易法》的决定(中华人民共和国主席令 第128号)

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常务委员会(全国人民代表大会常务委员会)

2022年12月30日公布、同日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

クロスボーダー経済貿易における企業の人民元拡大使用への更なる支持及び貿易投資便利化への促進に関する通知

[ポイント] 中国は2009年に人民元の国際決済を上海市、広東省などで試験運用を始め、2011年にはその運用範囲を全国まで広め、2015年に人民元決済のインフラとしてSWIFTの代替となり得る人民元国際決済システムCIPSを導入した。その他にも、政治的リスクが高まる中、中国は石油や天然ガスなどのコモディティの人民元決済をロシア、中東などの国において積極的に進めているという状況がある。このような人民元決済を取り巻く状況を踏まえて、本通知は、クロスボーダー取引・投資における人民元決済の更なる促進を図るための内容となっている。本通知では人民元国際決済に関する将来的な施策について、以下の点が示されている。

①総目標:実体経済への重視とクロスボーダー取引に参加する企業の需要を踏まえた人民元国際化の推進;

②人民元決済手続きの簡素化:KYC(本人確認)、KYB(事業確認)、CDD(デューデリジェンス)の原則のもと、外国投資者に対する銀行、商務部門や外貨管理局による人民元決済プロセスの簡素化(書類審査や登記手続きなどの便宜化を含むと思われる)の促進;

⁷当事者以外の第三者が案件の執行対象物に対し異議を申し立てることができる。人民法院は当該申立てに対し審査を行い、申立てを却下する、それとも執行を中止すると裁定する。

⁸当事者が仲裁機構による仲裁裁決を履行しない場合には、相手当事者が人民法院に対し強制執行を申し立てることができるが、人民法院が法により強制執行をしないと裁定することができる。

③貿易における人民元国際化：銀行による国外企業に対する人民元ローンの推奨（直近の具体的な例として、2023年2月3日、中国工商銀行が4,500億人民元の特別融資支援スキームの設立を発表している）、並びに企業への信用状、フォワーフェイト、チャージ、ディスカウント、ファクタリング、支払代行など多様なサービス展開の推奨。国有企業が国際経済活動において率先して人民元決済を行うことへの推奨；

④金融における人民元国際化：銀行による取引仲介、決済、資金計画、リスク管理などに関する総合的な金融サービスの提供及び人民元金融商品の提供の推奨など。

[原文] 关于进一步支持外贸企业扩大人民币跨境使用 促进贸易投资便利化的通知（商财函〔2023〕1号）

[公布／公表機関] 商務部、中国人民銀行（商務部、中国人民银行）

2023年1月6日公布、同日施行

執筆担当：中国弁護士 石瀛

<外商投資>

外商投資者の研究開発センターの設立の更なる奨励に関する若干措置

[ポイント] 本若干措置は、外商投資者の研究開発センターを、中国の科学技術イノベーションシステムを構築する重要な一部と位置付けた上で、(1)科学技術イノベーションの支援、(2)研究開発の利便性の向上、(3)海外人材誘致の奨励、(4)知的財産権保護水準の引上げについて16項目の措置を示している。

具体的には、(1)について、プロジェクト計画書の多言語対応の試行やプロジェクト申請期限の適宜延長を行うとしている。(2)について、ネットワーク安全法、データ安全法、個人情報保護法などの関連法の要求を実施し、データ越境に関する安全管理を強化するとしつつ、重要データや個人情報の越境安全評価を効率的に実施し、研究開発データの安全で秩序ある自由な移動を促進するとした。また、知的財産権の対外譲渡及び技術輸出入の管理を最適化する。(3)について、海外人材の中国における就業の利便性を高め、外商投資者研究開発センターのチームに所属する外国籍メンバーに労働契約期間を超えない範囲の就業許可や5年以内の就業類居留許可の申請を認める。また、海外人材の資金の越境送金の円滑化を推進する。(4)について、営業秘密保護規則体系の整備を加速させ、知的財産権保護センターの建設を強化し、知的財産権の法執行レベルを向上し、知的財産権侵害の懲罰的賠償制度を全面的に実施する。

[原文] 关于进一步鼓励外商投资设立研发中心若干措施（国弁函〔2023〕7号）

[公布／公表機関] 國務院弁公庁（国务院办公厅）

2023年1月11日公布、同日施行

執筆担当：北京事務所顧問 李加弟

<為替管理>

企業中長期外債審査登記管理弁法

[ポイント] 2022年8月26日付で意見募集稿が公開されていた企業中長期外債審査登記管理弁法の最終版が公布され、2023年2月10日より正式に施行された。中長期外債の借入は、2015年9月の「企業発行外債届出登記制管理改革の推進に関する通知」(発改外資[2015]2044号。以下、2044号通知という。)によって2015年9月に認可制から届出制に変更されていたところ、本弁法によりまた認可制(審査登記制)に戻され、規制が再強化された(2044号通知は本弁法の施行に伴い廃止された。)

本弁法の主な内容は以下の通りである。

(1) 適用範囲

本弁法が適用される企業中長期外債とは、中国国内の企業及びその支配する国外の企業又は支店が、国外向けに人民元又は外貨建てで元利金の返済をする1年を上回る(1年を含まない)負債性金融商品を指す。この定義に関し、「支配する」とは、半数以上の議決権を直接又は間接に保有する場合、又は、企業の

経営、財務、人事、技術などの重要事項を支配できる場合をいうと定められているほか、負債性金融商品には、シニア債、永久債、資本債、中期手形、転換社債、交換社債、ファイナンスリース及びビジネスローンを含むと定められており、2044 号通知よりも適用範囲の明確化が図られている。

(2) 外債の使途制限

本弁法は、外債の使途に一定の制限をかけていることに留意を要する。すなわち、企業は外債資金の使用につき、①中国の法令に違反しないこと、②国の利益及びデータ安全を損なわないこと、③国家のマクロ経済コントロールの目標に反しないこと、④中国の関連する発展計画や産業政策に違反せず、地方政府の隠れた債務を増やさないこと、⑤投機行為等に使用せず、銀行類の金融企業を除いて他者に転貸しないこと、という要件を満たす必要があるとされている。この点は、2044 号通知の下では単に「実際の需要に基づき国外で自律的に使用可能」とされていたところからの大きな変更点であり、注目を集めている。

(3) 外債の借入要件

企業が外債の借入を行うためには、①法に基づき設立され、適法に存続し、法令遵守経営がされており、健全かつ良好に機能している組織構造を有すること、②合理的な外債資金の需要があり、返済能力と外債リスクのコントロールのための健全なメカニズムを有すること、③当該企業とその支配株主及び実質的支配者が、過去 3 年間に横領、贈収賄等の罪を犯しておらず、犯罪又は重大な法令違反行為に関する調査を受けていない、という要件を満たす必要がある。上記のうち③の要件は 2044 号通知には存在せず、本弁法において新たに追加されたものである。

(4) 事前審査認可・事後報告

企業が外債の実行(国外債券の引渡し又は貸付金の初回の実行を受けることをいう)を受けるためには、事前に外債の審査登記を行う必要がある。具体的には、企業は、外債の借入前に国家発展改革委員会による審査を受けたうえで「企業外債借入審査登記証明書」を取得しなければならず、企業は、当該「審査登記証明書」をもって、外貨登記、口座開設、資金の受領・支払・人民元転、資金の使用等に関連する手続きを行うものとされている。また、登記事項に変更があった場合は変更登記を要する。

また、企業は、上記の事前審査に加えて、各外債の借入後 10 営業日以内に、国家発展改革委員会のネットワークシステムを通じて、審査登記機関に対して、企業の主要な経営指標、外債借入状況などを含む外債借入情報を報告しなければならない。

(5) 法的責任

法的責任については、2044 号通知には規定がなかったが、本弁法では企業及びその責任者が一定の責任を負うことが明確化されており、また、違反については「信用中国」ウェブサイトを通して公示されること等が定められている。

[原文] [企业中長期外債審核登記管理辦法](#) (国家发展改革委令第 56 号)

[公布/公表機関] 国家発展改革委員会 (国家发展和改革委员会)

2023 年 1 月 5 日公布、2023 年 2 月 10 日施行

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

<社会法>

信用失墜行為是正後の信用情報修復管理弁法(試行)

[ポイント] 中国は故意による判決書の不履行、重大な脱税、詐欺・共謀による市場秩序の攪乱など特定の信用失墜行為を行った企業や個人に対する制裁の一環として、政府機関によって収集された信用失墜情報を「公共情報」として公衆に向けて発信している(金融機関などの間で共有される信用記録とは別系統なので注意されたい)。発信は、信用失墜した者について、(1)「重大な信用失墜主体リスト」への氏名等の情報の列記、及び(2)「信用プラットフォームサイト(『信用中国』サイトなど含む)により下された行政処罰の内容を一定時間公開」されることにより実施されることが法により定められている。

2023年5月1日より施行される「信用失墜行為是正後の信用情報修復管理弁法」は上記信用失墜行為を是正した、或いは関連する行政決定が覆った場合などにおける信用情報の修復方法に関する弁法であり、主な内容は下記のとおりである。

①「重大な信用失墜主体リスト」からの削除：本人がリストへの列記を認定した責任機関に申請し、是正行為が基準を満たしたと認定された場合、当該責任機関はリストからの削除を決定し、「信用中国」サイトは前記の決定を知らされた三営業日以内にリストから削除する(12、13、14条)。

②信用プラットフォームサイトによる行政処罰の公開停止：行政処罰が行政訴訟などにより変更や取り消された場合、処罰機関はただちにその結果を信用プラットフォームサイトに知らせ、信用プラットフォームサイトは三営業日以内にその変更を反映する(16条)；違法行為を是正し、行政処罰の最短公開期間を満たした場合、「信用中国」サイトを通して本人が申請し、定められた形式による承諾をすることにより行政処罰の公開を前倒して停止させることができる(18、19条)。

③信用プラットフォームサイト間の情報の一致性の確保：「信用中国」サイトから信用情報を受け取る信用プラットフォームサイトはその情報を「信用中国」サイトと同期し一致させる義務があるとされている(26条)。この規定により第三者が運営する信用サイトが誤った情報や公開期間が終了した行政処罰などを公開している場合、公開停止を要求する法的根拠が強化されると思われる；

④公開に関する例外の明確：簡易手続きによって下された行政処罰や(原則として)個人に対する行政処罰は公開されないとされている(15条)。

[原文] 失信行为纠正后的信用信息修复管理办法(试行) (国家发展改革委令第58号)

[公布/公表機関] 国家发展改革委员会 (国家发展和改革委员会)

2023年1月13日公布、2023年5月1日施行

執筆担当：中国弁護士 石瀛

草案・意見募集稿等

行政訴訟法(改正草案)

[ポイント] 全人大常務委員会は、2022年12月30日、現行の行政訴訟法の改正草案を公表した。今回の改正草案は、2021年9月27日に施行された「四つの人民法院審級の位置づけの明確化に関する試行的改革についての実施方法」の内容を条文化し確認するとともに、現行の行政訴訟法の2箇条を修正をしようとするものであり、修正点は以下の通りである。

(1) 中級人民法院により受理される一審行政案件の範囲の縮小

行政訴訟法15条において、中級人民法院は県級以上の地方人民政府の行政行為に対する訴訟の一審を管轄するとされているが、同条が修正され下記の訴因が基となる県級以上の地方人民政府に対する訴訟は基層人民法院の管轄とされている。

- 政府情報公開案件(法律により当該政府機関が公開するとされている情報を求める訴訟)
- 法定職務不履行案件(法律に定められた当該政府機関の職務の履行を求める訴訟)
- 行政復議機関として復議案件の不受理、手続きを理由とした復議案件の却下に対する案件(当該政府機関に行政復議を行うことを求める訴訟)
- 土地山林などの自然資源権に関する行政裁決に対する案件(当該政府機関より下された自然資源権の行政裁決に不服を申し立てる訴訟)

(2) 最高人民法院により受理される再審案件(終審判決が下された案件に対する更なる不服の申し立て)の範囲の縮小

同法90条が修正され、最高人民法院が受理するのは高級人民法院が終審判決、裁定を下した①事実や、手続き上問題はないが法律の適用に異議がある再審案件、あるいは②高級人民法院の審判委員会が

討論し決定した終審案件の再審案件の申請に限るとされている。

[原文] 行政訴訟法（修正草案）

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会（全国人民代表大会常務委員会）

（意見募集期間：2022年12月30日～2023年1月28日）

執筆担当：中国弁護士 石瀛

立法法(改正草案二次審議稿)

[ポイント] 中国における立法制度は、憲法、全国人民代表大会組織法、地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織法などにおいて規定されていたが、更に法体系を明確化し立法制度の整備を進めるため、2000年3月15日に、中国における立法権限、立法手続、法律解釈及び行政法規・地方性法規の制定並びに法の適用及び相互関係等について定めた立法法が公布・施行された。その後、2015年3月15日に立法法は改正され、即日施行されており、現在適用されているものはこの2015年改正の立法法となっている。

本改正案には、立法法の一部の規定を修正し、さらに一部の規定を追加する内容のものとなっており、現行の立法法が全105条であるのに対して、本改正案では全116条に増加している。

本改正案における主な改正内容は以下のとおりである。

- ・ 立法の基本原則について、「立法は憲法の基本原則を遵守し、経済建設を中心とし、社会主義の道を堅持し、人民による民主専制を堅持(する)」との規定が削除された(現3条)(なお、憲法との関係については改正後4条において「立法は憲法の規定、原則及び精神に合致しなければならず」という文言が追記された。)。また、現行の規定では「中国共産党のリーダーシップを堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論を堅持し、改革開放を堅持する」とされていた箇所が「中国共産党のリーダーシップを堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「3つの代表」の重要思想、科学的発展観、習近平新時代中国特特色社会主義思想を以て指導し、中国特特色社会主義の法治体系を作り上げ(る)」という内容に修正された(改正後3条)。
- ・ 現行の規定において、全国人民代表大会及び常務委員会は発展改革の必要性に応じて、行政管理等の領域に関する特定の事項について一定期間法律の一部の規定の適用を調整又は停止することが可能であるとされているところ、本改正案では「行政管理等の領域に関する」という限定が削除されており(改正後15条1項)、一定期間法律の一部の規定の適用を調整又は停止した事項について、実際に検証を行って、法律を改正する条件が整った場合には全国人民代表大会及び常務委員会が適時に関連する法律を改正するものとし、整っていない場合には、法律適用の調整又は停止の期限を延長するか、法律の関連する規定の適用を復活させることを明記している(改正後15条2項)。また、国務院も上記の一定期間内における法律の一部の規定の適用の調整又は停止を行うことが可能であるとされた(改正後77条)。
- ・ 全国人民代表大会常務委員会業務機関が立法計画の編成及び立法スケジュールの策定並びに常務委員会の要求に基づいて、立法計画及び立法スケジュールの着実な実行を促すことについて責任を負うことについて明記された(改正後55条2項)。
- ・ 地方性法規について、省、自治区、直轄市及び市轄区のある市、自治州の人民代表大会及び常務委員会は地域の協調発展の必要性に基づいて、共同して地方性法規を制定することができ、当該行政区域内において実施することができること、並びに地域共同立法業務メカニズムを設けることができることが明記された(改正後81条)。
- ・ 法律、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例(民族自治地域における地方性法規)、規章及びその他の規範性文書は法制統一の原則の維持及び発展改革の必要性に基づいて整合性の取れ

るものとしなければならない旨の規定が新たに追加された(改正後 113 条)。

[原文] 立法法 (修正草案二次审议稿)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会常務委員会 (全国人民代表大会常務委員会)

(意見募集期間:2022 年 12 月 30 日~2023 年 1 月 28 日)

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

商標法改正草案(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、2019 年に改正された商標法に対する改正案であり、改正が予定されている内容は多岐にわたり、条文数も現行法の 73 条から 101 条に増えている。主な改正ポイントは、以下の権利付与の効率化、商標の使用義務の強化及び悪意の出願の対応策である。

①商標の概念の明確化(4 条)

本意見募集稿は、商標とは、商品又は役務の出所を識別できる標章を指すと明確に定めた上、商標の構成要素については、文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ、音声その他要素及び前記要素の結合と列挙している。「その他要素」を追加したことで、将来、匂いや味等の構成要素も商標として登録できることが期待される。

②権利付与手続の効率化

(i) 初歩登録査定公告(審査官が拒絶理由がないと判断した場合に行われる公告)がなされた商標の異議申立期間については、現行法に定められている 3 ヶ月から 2 ヶ月に短縮された(36 条)。

(ii) 初歩登録査定公告に係る商標に対する異議が成立し、商標が登録不許可となった場合、現行法に定められている不服審判請求が撤廃され、被申立人(出願人)は直接に裁判所に審決取消訴訟を提訴することができる(39 条 3 項)。

③商標の使用義務の強化

(i) 商標出願の段階において、商標の使用又は使用の確約を要するとされている(5 条 1 項)。

(ii) 登録商標の 3 年不使用を理由とする取消や商標の無効化を回避するために、商標権者は、同一商標を同一指定商品に繰り返して出願することがよく見受けられる。本意見募集稿は、このような繰返し出願を規制するために、同一出願人が同一指定商品に同一商標を登録できる件数が 1 件であるという原則を導入した(14 条)。

(iii) 商標権者に対して、商標登録後 5 年ごとに、商標使用に関する説明義務を課し、国家知識産権局は、使用説明の事実確認のために抜き取り検査を行うことができる(61 条)。

④悪意の出願の対応策

(i) 第三者の周知商標(中国語表記:馳名商標)若しくは代理その他特定関係による第三者の商標の冒認出願をした場合、又は不当な手段により第三者が先使用している一定の影響のある商標を冒認出願した場合には、当該第三者は、国家知識産権局に対して、当該冒認出願商標を自分の名義に移転することを請求できるという制度が新設された(45~47 条)。

(ii) 悪意の出願を行った出願者に対して、25 万元(500 万円弱相当)を限度額とした過料に処することができる(67 条)。

[原文] 商標法修訂草案 (征求意见稿)

附件 1 : 中華人民共和國商標法修訂草案 (征求意见稿)

附件 2 : 關於「中華人民共和國商標法修訂草案 (征求意见稿)」的说明

附件 3 : 「中華人民共和國商標法修訂草案 (征求意见稿)」修改对照表

[公布/公表機関] 国家知識産権局 (国家知识产权局)

(意見募集期間:2023 年 1 月 13 日~2023 年 2 月 27 日)

執筆担当: 中国弁護士 李芸

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)
-
- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
-
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com